

施策評価シート（評価対象年度：令和元年度）

1. 基本的事項

① 施策名〔施策小〕	4 子どもの権利の擁護	② 施策番号	7302
③ まちづくりの方向〔政策（章）〕	1 すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち		
④ 基本施策〔施策大（節）〕	1 市民すべてが平和を希求するとともに、互いの存在を尊重し信頼しあい、いかなる差別もなく、一人ひとりが大切にされる人権文化のまちをめざします		
⑤ 基本的方向〔施策中〕	1 基本的人権の尊重		
⑥ 担当部名	⑦ 担当課名		
教育部	人権教育課		

2. 施策の現状把握

〔1〕施策の対象・意図

① 施策の対象（誰、何に対して施策を実施するのか）	市民（泉南市に通勤、通学している人を含む）
② 意図（対象をどのような状態にしたいのか。何を狙っているのか）	子どもの権利を尊重することは、すなわちすべての人の権利を尊重することにつながる。子ども施策についての理念を統一することが、子ども施策の推進につながる。
③ 環境（この施策を取り巻く状況はどのような状態なのか、また、国や府の動きはどのような状態で、今後どのように変化していくと考えられるか）	平成25年にいじめ防止対策推進法、子どもの貧困対策推進法が施行された。今後、このような動きのもとに子どもの権利を基盤においた施策を総合的に推進していくために、子ども条例の制定の取組みも全国的に展開されていくと思われる。

〔2〕施策指標及び推移

施策指標（成果指標）		単位	指標とした理由・考え方
①	せんなん子ども会議への参加経験者数	人	子どもにやさしいまちをめざすために重要である「子どもの意見表明と参加」を具体的に推進するための「まちの仕組み」として設置された「せんなん子ども会議」への参加経験者がどれだけいるのかが指標であると考えたため
②	子どもの権利に関する研修会への参加者数	人	子どもにやさしいまちをめざすために、子どもに関わる全てのおとなが「子どもの権利」についての認識と理解を深め「子どもの権利条例」の具体的な実施に主体的に取り組むことが重要であり、そのための「子どもの権利」についての学習経験者がどれだけいるのかが指標であると考えたため
③			

	指標名	単位		H29実績	H30実績	R1実績	R2見込	R3目標	備考
①	せんなん子ども会議への参加経験者数	人	目標値	100	140	180	200	220	—
			実績値	127	162	184	—	—	
			達成率	127.0%	115.7%	102.2%	—	—	
②	子どもの権利に関する研修会への参加者数	人	目標値	250	300	400	500	500	—
			実績値	294	315	542	—	—	
			達成率	117.6%	105.0%	135.5%	—	—	
③			目標値						
			実績値						
			達成率						

〔3〕施策を構成する事務事業

	事務事業名	成果指標					総事業費（千円）			事務事業評価結果		重点化
		指標名	単位	H30実績	R1実績	R2見込	H30実績	R1実績	R2見込	総合評価	今後の方向性	
1	子どもの権利に関する条例推進事業	子ども会議参加経験者数	人	162	184	200	5,153	4,476	4,739	A	ア	◎
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
計	1						5,153	4,476	4,739			

3. 施策の評価

評価の視点	説明・コメント等
①本施策の意図すること(目的)は、上位施策(施策中)の達成にどのように貢献しますか。 (施策所管課等としての考えをお示ください。)	いじめ、虐待、体罰などの暴力、子どもの貧困などが社会問題化するなか、子どもをとりまく現状が注視されている。子どもが安心して生活できる社会はすべての人が安心できる社会につながる。すなわち子どもの権利の保障がすべての市民の基本的人権の尊重につながっていく。
②本施策で設定した指標から何が読み取れますか。 (2[2]の表の数値の推移から分析できることをお示ください。)	月1回実施する、子どもの権利に関する条例に定められたせんなん子ども会議は、子どもたちと活動の内容を決定し進めていくため、子ども達の意見表明、参加の権利が保障されており、参加することに喜びを感じ、参加した子ども達の満足度は高い。
③本施策において市民、団体等との役割分担や市の関与は適切ですか。 (施策所管課等としての考え(理想と現実)をお示ください。)	年々充実していく子ども会議の取組にかかわる「おとなスタッフ」の必要性は高まっている。それに比例するように子ども会議の取組は保護者、市民、行政の中での周知度は徐々にあがってはきており、イベント時には市民、保護者の参加協力も増えてきている。
④施策を構成する事務事業は適正ですか。 (2[3]を踏まえ、施策目標に対し事務事業にずれはないか、数は適正かについて考えをお示ください。)	子どもの権利に関する条例の推進は、他課も含めて、子どもの権利に関する施策推進本部のもとに総合的に事業を推進しつつある。
⑤施策を構成する事務事業の中で重点化及び縮小化についてどのように考えますか。 (2[3]において、◎、○、▲とした理由をお示ください。)	子どもの権利に関する施策推進本部のもと、総合的に施策を推進する体制が整い、総合的な推進ができています。今後も施策の推進を考えると重点化は必然である。同時に、日常的に子どもが通う学校園において、子どもの権利が保障されるために教職員の人権意識を高める取組も保障していきたい。

4. 一次評価(所管課評価)

一次評価	評価(A～D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	「子どもの権利に関する施策推進推進本部」において、具体化されていない施策については計画的に推進していく必要がある。また今後、より一層の市民への周知とともに、ボランティアやスタッフなどおとな・子どもの参画をより一層図る必要がある	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある

5. 改革、改善案

即時的対応 (すぐに取り組む改善案)	「子どもにやさしいまち」を推進する検証軸にもとづき、「子どもの権利に関する施策推進推進本部」において、具体化されていない施策について明らかにする。
短期的対応 (1、2年のうちに取り組む改善案)	具体化されていない施策について、関係部署による専門部会を立ち上げ、総合的に推進する体制をつくる。
中長期的対応 (3～5年をめどに取り組む改善案)	泉南市の総合的な子ども施策・政策の推進に関する全庁的なコンセンサスを確立し、より実効性の高い全庁的な取り組みを図るため、「少子化対策推進本部」と「子どもの権利推進本部」の統合を視野に入れた、総合的な子ども施策・政策の推進を図る。

6. 二次評価(行革・財産活用室評価)

二次評価	評価(A～D)	課題等	A: 施策達成に向けた取組や展開などが大変評価できる
	B	せんなん子ども会議や子どもの権利に関する研修の実施による施策達成への取組が適切に行われている。 当該施策をより幅広く展開していくためにも、推進体制の充実など、必要な取組を進められたい。	B: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われている C: 施策達成に向けた取組や展開などが適切に行われているものの、改善の余地がある D: 施策達成に向けた取組や展開などが不十分であり、改善の余地が大いにある